

3 許可基準（抜粋）

| | 特別保護地区 | 第1種特別地域 | 第2種特別地域 | 第3種特別地域 | 普通地域 |
|---------|---|--|--------------------------|---------|---|
| 敷地面積 | 新築は許可しない。ただし、既存の改築で従前の規模を超えないもの及び災害復旧については、この限りでない。 | 分譲地内 | 1000m ² 以上 | | 高さ13m又は延べ面積1000m ² を超える建築物については届出が必要 |
| 建築面積 | | 2000m ² 以下（農林漁業施設については要件なし） | | | |
| 建ぺい率 | | 農林漁業施設については要件なし 10~20% | 20% | | |
| 容積率 | | 農林漁業施設については要件なし 20~40% | 60% | | |
| 高さ | | 分譲地内 2階建て・10m以下 一般 | 13m以下 | | |
| 壁面後退 | | 公園利用道から20m以上、一般道から5m以上 敷地境界から5m以上 | | | |
| 形態、意匠 | | 色彩及び形態が自然と調和していること | | | |
| その他 | | 展望の妨げにならず、自然と調和していること | | | |
| 工作物 | 地下工作物、既設工作物の改築及び災害復旧以外は許可しない | 主要道路の路肩から20m以上離れていること（ただし、公共施設、農林漁業施設及び住民の日常生活維持に特に必要な施設は除く） | 30m以上の鉄塔等巨大工作物については届出が必要 | | |
| 土地の形状変更 | 許可しない | 集団的に建築物を建築させるため、及びゴルフ場の敷地造成として行われるものでないこと。建築物に係る地形勾配が30%以下 | 宅地内、農林業等以外は届出が必要 | | |
| 木竹伐採 | 許可しない | 単木伐採法であること 皆伐法である場合、2ha以下 | 要件なし | 届出不要 | |
| その他 | 許可しない | 住民の生活維持及び農林漁業に付随して行われるものは許可する | 水面の埋立は届出が必要 | | |

注 すべての基準を記載していません。

4 問い合わせ先

詳細は行為地を所管する土木事務所又は公園緑地課にお問い合わせ下さい。

| 問い合わせ先 | 所管区域 | 住所 | 電話番号 |
|--------------------|-----------|-----------------------------------|--------------|
| 京都府中丹東土木事務所 管理室 | 舞鶴市 | 〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10-2 | 0773-42-8764 |
| 京都府土木建築部公園緑地課 | 〒602-8570 | 京都市上京区下立売通新町西入 敷ノ内町（京都府庁2号館5階） | 075-414-5271 |

若狭湾国定公園における行為の規制

若狭湾国定公園内で、工作物の新築、土地の形状変更等一定の行為を行う場合、自然公園法に基づく知事の許可又は事前の届出が必要になります。

1 地域区分

若狭湾国定公園は、次の5地域に分類されます。（次頁の区域図参照）

| 特別地域 | 特別保護地区 | 原生状態を維持する必要のある地域 |
|------|---------|---------------------------|
| | 第1種特別地域 | 現在の景観を極力維持する必要のある地域 |
| | 第2種特別地域 | 農林漁業活動について調整を図ることが必要な地域 |
| | 第3種特別地域 | 通常の農林漁業活動については原則容認する地域 |
| | 普通地域 | 特別地域の風景維持のための緩衝地帯として必要な地域 |

2 許可・届出が必要な行為、不要な行為（抜粋）

- 特別地域内で次表の左欄に掲げる行為を行う場合は許可が必要です。ただし、一定の基準（許可基準）に適合しない場合は許可できません。
- 普通地域内で左欄の行為を行う場合は行為着手の30日前までに届出が必要となることがあります。
- 右欄の行為（通常の管理行為、軽易な行為で環境省令で定めるもの）を行う場合はいずれの地域においても許可・届出ともに不要です。

| 許可・届出が必要な行為 | 許可・届出が不要な行為 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 工作物の新築、改築、増築 木竹の伐採 鉱物の掘採、土石の採取 河川、湖沼等の水位、水量の増減 広告物等の掲出、設置、表示 屋外での土石、廃棄物の集積、貯蔵 水面の埋立、干拓 開墾等の土地の形状変更 希少な高山植物等指定植物の採取、損傷 屋根、壁面、塀、鉄塔等の色彩の変更 木竹の植栽（特別保護地区のみ要許可） 家畜の放牧（同上） | <ul style="list-style-type: none"> 溝、とい、水車等の新築、改築、増築 漁具干場、漁舎等の新築、改築、増築 道路への送水管、電線等の埋設 巣箱、給水台等の設置 宅地の木竹の伐採、植採 枯損した木竹、危険な木竹の伐採 桑、茶、果樹その他農業用に栽培した木竹の伐採 森林の保育等のための下刈、間伐 宅地内の土石の採取 1.5m以下の高さ、10m²以下の面積での物の集積、貯蔵 魚介類の捕獲、殺傷 |

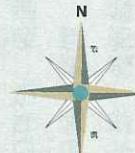
注① すべての行為を記載していません。

② 特別地域内で公園指定時（平成19年8月3日）に既に着手していた行為については許可に代えて指定の日から起算して3月以内に届出が必要です。詳しくは土木事務所等にご照会ください。

若狭湾国定公園 区域図

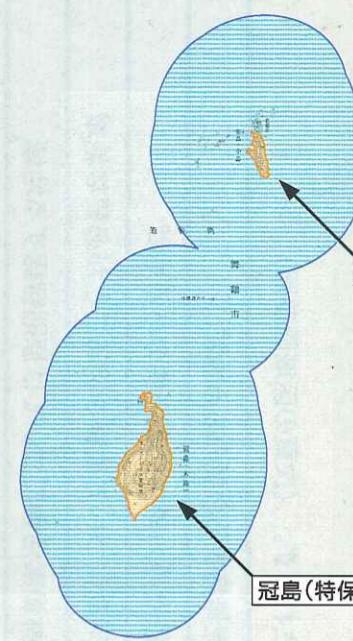
凡例

| |
|---------|
| 特別保護地区 |
| 第一種特別地域 |
| 第二種特別地域 |
| 第三種特別地域 |
| 普通地域 |



1:80,000
0 500 1000 1500 2000 2500m

若狭湾



沓島(特保)

冠島(特保)

毛島(1種)

成生岬(1種)

空山(2種)

博奕岬(1種)

金ヶ岬(2種)

舞鶴湾

由良川

青葉山(2種)